

2018.4.14 カント『判断力批判』読書会 第2回レジュメ

吉良 貴之

今回の範囲： 第1章「美の分析論」(69-143)

● 今回のポイント

- 美に関わる趣味判断（美的判断）は、善に関わる道徳的判断などとどう違うか。
 - ◇ 趣味判断はどういった条件によって可能になっているのか。 → 共通感覚
- カントの考える美的判断はかなり限定的だが、それでいいのかどうか。
 - ◇ 美的判断においてすべての人に対する普遍的な妥当要求があるというのは本当か。
 - ◇ カントは純粹さを強調するが、そうすると自然の美がよいものになりすぎないか。我々は人工物や芸術作品などをその目的に照らして美しいとか判断するが（例：座りやすい椅子は美しい）、そういった判断を適切に扱えるのだろうか。

● 前回からのつながり

- あらかじめの判断基準に乏しそうな個人的な（＝一回限りの）判断を、どうやって普遍的なものにつなげていけばいいのか（反省的判断力）。
 - ◇ アーレントが読み取ったような美的判断と政治的判断のつながりは、ここでのカントの議論の解釈としてうまくいっているのかどうか。

1. 趣味判断は美学的である

【趣味判断は認識判断でもなく、論理的判断でもない】

何か或るものが美であるか否かを判別する場合には、その物を認識するために表象を悟性によって客観に関係させることをしないで、構想力〔想像力〕（恐らく悟性と結びついている）によって表象を主観と主観における快・不快の感情とに関係させるのである。70

◇ 適意：Wohlgefallen, delight

◇ 客観 → 事物の实在

2. 趣味判断を規定する適意は一切の関心にかかわりがない

◇ 関心とは、対象の实在およびその目的と、私の状態との関係。

3. 快適なものに関する適意は関心と結びついている

【客観的表象と主観的感覚の違い】

草原の緑は、感官の対象の知覚としては客観的表象に属する。しかし、この緑色が快適であるということ〔＝感情〕は主観的感覚に属する。76

4. 善に関する適意は関心と結びついている

【善とは何か】

理性を介し、単なる〔目的の〕概念によって我々に快いものが即ち善である。

◇ 快適と善の区別： 健康の例。カントお茶目。

30 5. 種別的に異なる三種の適意の比較

31 ✧ 快適・美・善 → 感覚的満足・単なる快さ（恩恵）・客観的価値の承認と尊敬

32 ✧ 美的判断に関わる「恩恵こそ唯一の自由な適意なのである」。82

33 ✧ 「いったん道徳的法則が発言すれば、何を為すべきかということに関しては、自由な選択は——客観
34 的には——もはやありえない」。83 道徳的法則、強い。

35 6. 美とは概念を用いずに普遍的適意の対象として表象されるところのものである

【「かのように」の美的判断】

この「美に関する」適意は、彼が他のすべての人についても例外なく前提しうるところのものに基づいているとみなされねばならない。そこで彼は、すべての人に対して彼と同様の適意を要求する理由をもつと信じざるを得ないのである。したがってまた彼が美について語る場合には、あたかも美が対象そのものの性質であり、またその判断は論理的判断（対象の概念によってその対象を認識するところの）であるかのように言いなすであろう。85

36

【趣味判断は普遍的妥当性を必然的に要求する】

趣味判断は、客観に依存するような普遍性をもつものではないが、しかしすべての人に例外なく妥当することを必然的に要求する。換言すれば、趣味判断には、主観的妥当性に対する要求が結びついていなければならないのである。86

37

38 ✧ 「関心」が入ると不公平になる。73

39 ✧ 普遍的妥当性とは「概念を介しない適意に関して与えられる普遍的賛成」という理念。93

40 7. 上述の漂徴によって美を快適および善と比較する

41 8. 趣味判断において考えられる適意の普遍性は単なる主観的普遍性にすぎない

【美学的普遍性とは】

この「一般的妥当性という」語は、対象と認識能力との関係の妥当性を標示するのではなく、表象と、快・不快の感情との関係がすべての主観に例外なく妥当することを標示するのである。91

42

43 9. 趣味判断においては……略

44 ✧ 美的判断の普遍性は、対象と判断のあり方についてではなく、主観的な判断の内部のあり方（形式）
45 の普遍性についてのものである。

46 ✧ カントは何が美であるかを語っているのではなく、徹底して、美についての我々の判断がどのよう
47 なものであるかを語っている。

48 ➤ 「こうしてすべての人が普遍的に関与しうるところのものは、構想力と悟性との（この両
49 つの認識能力の調和が認識一般を成立せしめる限りにおいて）自由な遊びにおける心的状
50 態にほかならない」。97

51 ➤ 「表象能力相互の関係だけ」102

52 ➤ 構想力と悟性という二つの認識能力の調和（の感覚）によって快が生じる。

53 ➤ それは「人間にとって自然的な社交的傾向によって説明できる」（!）97

54

55 10. 合目的性一般について

56 ✧ 合目的性は、目的そのものがなくても成立しうる。101

57 11. 趣味判断の根底に存するものは、対象の……合目的性という形式にほかならない

58 ✧ 趣味判断の普遍的妥当性要求には、目的の表象を伴う快適さ、対象の完全性という表象、善の概念
59 といったものは含まれない。

60 ✧ 趣味判断の規定根拠は「対象の表象における合目的性という単なる形式にほかならない」。103

61 12. 趣味判断はア・プリアリな根拠に基づいている

62 13. 純粋な趣味判断は感覚的刺戟や感動にはかかわりがない

63 ✧ 「およそ関心は趣味判断を損ない、その公正を失わせるものである」(!) 105

64 ✧ 純粋な趣味判断は「形式の合目的性だけを規定根拠とする」。106

65 14. 実例による説明

【美学的判断における経験的判断と純粋な判断】

美学的判断は、理論的（論理的）判断と同じく、経験的判断と純粋な判断とに区分される。そのうち経験的判断は、快適もしくは不快適を言現す判断であり、また純粋な判断は対象の美、あるいは対象を表象する仕方の美を表明する判断である。また前者〔経験的判断〕は感覚的判断（質量的 - 美学的判断）であり、後者〔純粋な判断〕だけが（形式的 - 美学的判断として）本来の趣味判断である。107

66

67 ✧ 草原の美、楽器の音の例。

【美学的判断における経験的判断と純粋な判断】

我々の心意識は、これらの〔色や音の〕振動が身体的器官に影響を及ぼしてこれに生気を与えるところの効果を単に感覚によって知覚するだけではなく、規則に適って行われる印象の遊びを（したがってまた種々な表象の結合における形式を）反省によって知覚するならば……色や楽音はもはや単なる感覚ではなく、すでに**多様な感覚の統一という形式的規定**であると言えるだろうし、またそうなれば色や楽音も、それ自体だけで美のなかに算えられ得るわけである。108

68

69 ✧ 感動と崇高は美とは異なる。111

70 15. 趣味判断は完全性の概念にはまったくかかわりがない

71 ✧ 趣味判断における「心意識には、表象の主観的合目的性しか残っていない」。113

72 ✧ その対象の客観的な完全性（→ 合目的性）は関係ない。

73 16. 一定の概念を条件とし……略

74 ✧ 自由美と付属美の区別

75 ✧ 付属美は対象の目的や完全性が前提となる美。117-118

76 ✧ 付属美の判断は目的に関する応用的なものであるが、自由美は対象の概念や目的に関係しない、心的状態（構想力と悟性）の調和としての純粋な形式的な合目的性による判断である。

77 ➤ 美について争っている人がいたら、どちなのか整理してあげよう！

78 17. 美の理想について

79 ✧ 「何が美であるかを概念によって規定するような、趣味の客観的規則はありえない」。120

80 ✧ 美の理想は、自発的な産出的構想力（137）によって人々が自ら産出するものである。

81

82 18. 趣味判断の「様態」とは何か

83 ✧ ① 快と結びつく可能性、② 快適なものが現実的に私のうちに快を生ぜしめるという現実性、③ 美
84 は適意に対して必然的関係をもつという必然性。

85 ✧ 範例的必然性： 「我々には説示できない普遍的規則の一例と見なされるような判断にすべての人
86 が同意せねばならない、という必然性」。131

87 19. 我々が趣味判断に帰するところの主観的必然性は条件付きの必然性である

88 ✧ 美的判断への同意の根拠がすべての人に共通に存在し、その判断がそれに正しく包摂されていると
89 確信する「ならば」、同意す「べき」と要求することができる。

90 20. 趣味判断の標榜する必然性の条件とは、共通感の理念のことである

91 ✧ 共通感とは、我々の認識能力（構想力と悟性）の自由な遊びのこと。

92 21. 我々は共通感なるものを前提しうるための根拠をもつのかどうかという問題について

93 ✧ もうとにかくそういうものなのである！

94 22. 趣味判断において考えられる必然性は普遍的同意の必然性である、これは一種の主観的必然性であるが、し
95 かし共通感という前提のもとでは客観的必然性と見なされる

96 ✧ タイトルがそのまま要約になっている。